

公共工事の前払金に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 前金払（第3条―第8条）

第3章 中間前金払（第9条―第12条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市が発注する公共工事に係る前払金について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）前払金 公共工事の前払金に関する規則（昭和44年西宮市規則第56号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定による前払金

（2）中間前払金 規則第2条第2項の規定による前払金

（3）前金払 前払金の支払い

（4）中間前金払 中間前払金の支払い

第2章 前金払

（前金払の表示）

第3条 前金払の有無は、入札公告又は指名通知書にこれを表示するものとする。

（前払金の辞退）

第4条 前金払のある工事を受注した者は、前払金の請求を行わない場合に限り、契約締結時に前払金・中間前払金辞退届（第1号様式）を提出しなければならない。

（前払金の保証契約の締結）

第5条 前払金を請求しようとする者は、その受注した工事の工期（契約工期が2年度以上にわたる工事（以下「継続事業」という。）にあつては、各会計年度における工事実施期間）を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を保証事業会社と締結しなければならない。

2 継続事業において、前会計年度末の出来高が当該前会計年度の出来高予定額に達しない場合は、前項の保証契約を締結した者は、出来高が当該出来高予定額に達するまで、前会計年度分の保証契約の保証期間を延長しなければならない。

（前払金の支払請求）

第6条 前払金の支払請求は、前条の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において、契約の締結の日（継続事業における当該日の属する年度の翌会計年度

以降に係る前払金の請求については、当該請求を行う年度の４月１日（出来高の検査により出来高を認定した日が４月１日より後である場合にあっては当該認定の日）から３０日以内（市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日）に、公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書（第２号様式）及び公共工事（前払金・中間前払金）請求書（第３号様式）を市長に提出し、かつ、当該保証証書を市長に寄託して行わなければならない。

（前金払の方法）

第７条 前払金は、前条の請求を受けた日から１４日以内に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

（前払金の使途制限）

第８条 前払金は、土木建築に関する工事で、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外に使用してはならない。

第３章 中間前金払

（前払金に関する規定の準用）

第９条 第３条、第４条、第５条、第７条、第８条の規定は、中間前払金について準用する。

（中間前金払に係る認定）

第１０条 中間前払金の請求をしようとする者は、規則第２条第２項に規定する要件に該当することについて、市長に中間前払金認定請求書（第４号様式）、工事履行報告書（第５号様式）、実施工程表（第６号様式）、写真等を提出し、その認定を受けなければならない。

（中間前払金の支払請求）

第１１条 中間前払金の支払請求は、第９条において準用される第５条の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において、公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書（第２号様式）及び公共工事（前払金・中間前払金）請求書（第３号様式）を市長に提出し、かつ、当該保証証書を市長に寄託して行わなければならない。

（中間前金払の方法）

第１２条 中間前払金は、前条の請求を受けた日から１４日以内に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

付 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- １ この要綱は、この要綱の施行の日以後に契約の締結を行う土木建築に関する工事に要する経費の前払金について適用する。

（特例措置）

- 1 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に契約の締結を行う土木建築に関する工事に要する経費の前払金について適用する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、平成32年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 1 平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものに係る第8条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の100分の25に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（特例措置）

- 1 平成２８年４月１日から令和７年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）で、令和７年３月３１日までに払出しが行われるものに係る第８条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の１００分の２５に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（特例措置）

- 1 平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を除く。）の第８条の規定の適用については、同条中「使用してはならない。」とあるのは、「使用してはならない。ただし、前払金の１００分の２５に相当する額の範囲内で、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に使用することができる。」とする。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(第 1 号様式)

前払金・中間前払金辞退届

令和 年 月 日

西 宮 市 長 様

所 在 地

称号または名称

代表者または受任者名

印

次の公共工事について、弊社の都合により（前払金・中間前払金）を辞退しますので、
届け出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
起 工 番 号	起工第 号
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備 考	

(注)前払金にあつては前払金を、中間前払金にあつては中間前払金を○で囲んでくだ
さい。

(第 2 号様式)

公共工事（前払金・中間前払金）交付申請書

令和 年 月 日

西 宮 市 長 様

所 在 地

称号または名称

代表者または受任者名

印

次の公共工事に係る（前払金・中間前払金）を交付してくださるよう、申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
起 工 番 号	起工第 号
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円
当該会計年度 出来高予定額	円
前 払 金 額 (中間前払金額)	円
前払保証期限	
備 考	

(注 1) この申請書は、前払金にあっては工事請負契約の締結日から 30 日以内に提出してください。

(注 2) 前払金にあっては前払金を、中間前払金にあっては中間前払金を○で囲んでください。

(注 3) 継続事業にあっては当該会計年度を備考欄に記入してください。

(注 4)提出に当たっては、前払金又は中間前払金に係る保証証書を添付してください。
(第 3 号様式)

公共工事（前払金・中間前払金）請求書

令和 年 月 日

西 宮 市 長 様

所 在 地

称号または名称

代表者または受任者名

印

振込先金融機関

金 融 機 関 名	銀行 支店 金庫
預 金 種 別	
前 払 金 専用口座番号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人	

請 求 金 額	円
工 事 名	
契 約 金 額	円
当該工事における前回 までの前払金の受領額	円
当該工事における前回 までの中間前払金の受領額	円

(注) 前払金にあつては前払金を、中間前払金にあつては中間前払金を○で囲んでくだ

さい。

(第 4 号様式)

中間前払金認定請求書

令和 年 月 日

西 宮 市 長 様

所 在 地

称号または名称

代表者または受任者名 印

次の公共工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
起 工 番 号	
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円
備 考	

(注 1)認定に必要な資料として、工事履行報告書（第 5 号様式）、実施工程表（第 6 号様式）、写真等を添付して、工事担当課に提出してください。ただし、これらの資料以外の資料の提出を求めることがあります。

(注 2)継続事業にあつては当該会計年度を備考欄に記入してください。

工事担当課 記載欄		
当該案件について、中間前払金に係る認定をしてよろしいか。		
令和 年 月 日		
課長	総括監督員	主任監督員

(第 5 号様式)

工事履行報告書

工 事 名			
起工番号	起工第 号		
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 (%) () は工程変更後	実施工程 (%) () は予定工程との差	備考
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
月	()	()	
備考			

(注 1) 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

(注 2) 「月別」欄が不足する場合は適宜、行を追加してください。

(注 3) 継続事業において、各会計年度に分割して支払う場合は、認定請求年月日の属する年度分のみ記入してください。

(第6-1号様式(土木・土木設備工事標準書式))

実 施 工 程 表

作成年月日 平成 年 月 日

工 事 名		起工第 号		工 事				工 期		自 平成 年 月 日		受注者						
										至 平成 年 月 日		現場代理人氏名		印				
工 種	種 別	数量	単位	構成比	進捗率	平成 年												備 考
						月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	— (上段) 黒線:当初計画工程 — (下段) 赤線:実施工程 — 破線:2分の1工期終		
工 程 管 理 曲 線						工期2分の1経過時の 計画進捗率を記載すること												
				100%												計画に対する遅れ		
				80%												日		
				60%												遅れに対する対策		
				40%														
				20%														
				0%														
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
				計 画	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			
				実 施	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			

注1:実施工程表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に第1回目を、その後は毎月初め及び工事完了時に提出するものとする。なお、毎月の提出とし難い場合は、監督員と協議のうえ頻度を定めることができる。
注2:中間前払金認定請求書に添付する工程表は本様式によることを標準とする。但し本様式と同等以上の自社等の書式がある場合は、その書式を使用してもよい。

(第6-2号様式(建築・建築設備工事標準書式))

実 施 工 程 表

作成年月日 平成 年 月 日

工 事 名	起工第 号	工 事	工 期	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	受注者	現場代理人氏名	印							
工 種	種 別	進捗率	平成 年												備 考
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
														(上段) 黒線:当初計画工程 (下段) 赤線:実施工程 黒長破線:2分の1工期終	
工程管理曲線		100% 80% 60% 40% 20% 0%	工期2分の1経過時の 計画進捗率を記載すること												計画に対する遅れ 日
															遅れに対する対策
進 捗 率		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
		計 画	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
		実 施	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%		

注1:実施工程表は工事の進行を確認するため、請負者が工事着手前に第1回目を、その後は毎月初め及び工事完了時に提出するものとする。なお、毎月の提出と難しい場合は、監督員と協議のうえ頻度を定めることができる。
注2:中間前払金認定請求書に添付する工程表は本様式によることを標準とする。但し本様式と同等以上の自社等の書式がある場合は、その書式を使用してもよい。

(第6-2号様式(建築・建築設備工事標準書式))

(第7号様式)

令和 年 月 日

様

西宮市長 印

中間前払金認定調書

次の公共工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
起 工 番 号	起工第 号
契約年月日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円
当該会計年度 出来高予定額	円
中間前払金額	円
備 考	